

1 当金庫の現況に関する事項

当金庫の危機対応業務の不正行為事案等に関しまして、株主の皆さまをはじめ、お取引先や国民の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、組織全体で今回の不祥事を心から反省し、ガバナンス態勢の強化や、コンプライアンスの立て直しなど、再発防止策の着実な実施に、役職員一丸となって取り組んでまいります。

当金庫は、「商工中金の在り方検討会」において取りまとめられた提言を真摯に受け止め、これを踏まえて、真に地域や中小企業に貢献するビジネスモデルの策定やガバナンス態勢の強化等を織り込んだ「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」を主務省に提出いたしました。

「中小企業による、中小企業のための金融機関」という当金庫の存在意義を軸に、地域金融機関との信頼関係に基づいた連携・協業をすすめ、真にお客さま本位の姿勢で、中小企業の皆さまが直面する課題の解決に重点的に取り組み、それらを通じて地域経済の活性化に貢献することで皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

平成 29 年度のわが国経済をみますと、景気は緩やかな持ち直しが続きました。長雨や豪雪といった天候要因により一時的に下押しされる局面もみられましたが、内外需ともに総じて安定した推移となりました。

個人消費は、賃金の上昇や消費マインドの回復を受け、持ち直しました。海外経済の回復を受け輸出は増加が続き、企業業績の改善等から設備投資にも改善の動きが続きました。原油価格は前年比上昇し、消費者物価は前年比上昇が続きました。

中小企業についてみますと、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」(短観)において、景況感は改善基調となりました。当金庫の「中小企業設備投資動向調査」では、設備投資を実施すると回答した企業の割合は緩やかに上昇しており、中小企業の設備投資意欲には改善がみられました。一方、労働力の不足感は高まっており、人件費負担の増加が懸念されています。

金融面につきましては、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」導入以降、10 年国債の利回りは概ね 0 % 程度で推移するなど、国内金利は横ばい圏内で推移しました。

円の対ドル相場は概ね横ばい圏内で推移しましたが、年度後半はやや円高が進行しました。日経平均株価は上昇が続きバブル崩壊後の最高値を更新しましたが、年度後半はやや水準を下げました。

〔事業の経過及び成果〕

当期は、危機対応業務の不正行為事案等への対応を最優先すべき事項とし、その全容を明らかにするため、危機対応融資約 22 万件の全件調査を実施いたしました。その結果、国内営業店 100 店のうち 97 店において、合計で 4,631 件、446 名の不正行為が判明いたしました。全件調査の結果を公表した平成 29 年 10 月 25 日、主務大臣から二度目の行政処分を受けております。

当該調査の結果や行政処分を踏まえ、抜本的な再発防止策として①公的金融と通常業務の峻別、②コンプライアンス意識の立て直し、③ガバナンス態勢の見直し、④組織全体の働き方・意識改革に取り組んでまいりました。

また、今後の業務・組織の在り方を抜本的に見直すため、代表取締役社長を本部長とする「商工中金改革実行本部」を設置し、今後の新たなビジネスモデルや業務体制・コンプライアンスその他の抜本改革に係る検討を実施しております。

こうした中、当金庫は、「中小企業と中小企業組合の成長に貢献する」という使命の実現に向けて取り組んでまいりました。

成長支援等の多様なニーズに対する支援につきましては、お取引先の経営ニーズを起点とした情報提供・ソリューション提供により、生産性向上、構造改革などに取り組む中小企業の持続的な成長を支援しました。

再生支援につきましては、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構等の各支援機関等と連携し、経営改善が必要なお取引先に対しては、経営改善計画策定支援やそのフォローに取り組み、業況が改善しているお取引先に対しては、新たな成長に向けた金融取引の正常化の支援に取り組みました。

また、平成 29 年 7 月に宇都宮支店、平成 29 年 11 月に鹿児島支店の建替えを実施し、平成 29 年 9 月に和歌山支店、平成 30 年 2 月に新潟支店を移転する等、営業拠点の整備に取り組みました。

健全な経営基盤の構築につきましては、事務の合理化や集中化、システム化等、一層の業務効率化に積極的に取り組みました。

このような活動により、当期につきましては次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

（預金）

預金は、定期預金等が減少した結果、期末残高は前期末比 2,167 億円減少し、4 兆 8,922 億円となりました。

（債券）

債券は、募集債、売出債がともに減少した結果、期末残高は前期末比 2,845 億円減少し、4 兆 4,595 億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、お取引先の資金需要の低迷などから、期末残高は前期末比 7,086 億円減少し、8 兆 6,481 億円となりました。

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比 9 億円増加し、214 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 17 億円増加し、126 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場動向を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 284 億円減少し、1 兆 5,146 億円となりました。

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比 8,886 億円減少し 11 兆 8,902 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 2 兆 3,492 億円減少し、20 兆 8,727 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引等が減少した結果、前期比 613 百万ドル減少し、6,952 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益は減少しましたが、貸倒引当金戻入益を計上した結果、前期比 99 億円増加し、1,701 億円となりました。経常費用は、資金調達費用や与信費用は減少しましたが、危機対応業務関連損失を計上した結果、前期比 22 億円増加し、1,132 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 77 億円増加し、569 億円となり、当期純利益は前期比 49 億円増加し、362 億円となりました。

[対処すべき課題]

当金庫は、組織全体で今回の不祥事を心から反省し、コンプライアンス意識の立て直しやガバナンス態勢の見直しなど、再発防止策の着実な実施に、役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

まず、コンプライアンス意識の立て直しについて、職員に対する経営姿勢の周知や継続的な研修の実施を通じてコンプライアンス意識の浸透を図り、コンプライアンス最優先の業務運営を実現・定着させてまいります。

危機対応業務等の不正事案に繋がった当金庫本位の業務運営を真摯に反省し、経営体制の刷新を行うとともに、お取引先とのリレーションを深化させ、真にお客さま本位で長期的な視点から、困難な経営課題を抱えている中小企業の企業価値向上に貢献するというビジネスモデルの再構築に向け、全役職員がその意識を共有し、一丸となって解体的な出直しを図ってまいります。

今後、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど、当金庫ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」へと転換してまいります。

経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組んでまいります。

こうした新たなビジネスモデルを実現するために、当金庫の業務・組織・人事制度を抜本的に改革し、経営・業務の徹底した高度化・効率化を実行するとともに、経営体制の刷新や取締役会等の機能強化など、新たなガバナンス態勢の構築を図ってまいります。

これらの取り組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
預 金	50,191	51,648	51,090	48,922
定期性預金	31,405	32,782	32,217	30,990
その他	18,785	18,865	18,873	17,931
債 券	48,335	48,168	47,441	44,595
貸 出 金	95,031	95,395	93,568	86,481
融資対象団体等向け	92,869	93,267	91,556	84,783
融資対象団体等向け以外	2,162	2,127	2,011	1,698
特定取引資産 (トレーディング資産)	234	265	204	214
特定取引負債 (トレーディング負債)	142	178	109	126
有 価 証 券	19,314	17,035	15,431	15,146
国 債	15,525	12,480	9,213	7,900
その他	3,788	4,554	6,217	7,246
総 資 産	125,655	125,074	127,788	118,902
内 国 為 替 取 扱 高	240,720	240,845	232,219	208,727
外 国 為 替 取 扱 高	7,266 百万ドル	6,957 百万ドル	7,565 百万ドル	6,952 百万ドル
経 常 利 益	36,037 百万円	33,525 百万円	49,199 百万円	56,947 百万円
当 期 純 利 益	15,600 百万円	11,567 百万円	31,318 百万円	36,295 百万円

1株当たり当期純利益	7円16銭	5円31銭	14円38銭	16円67銭
------------	-------	-------	--------	--------

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	2,129	2,044	1,953	2,047
経常利益	381	349	508	584
親会社株主に帰属する 当期純利益	168	124	324	373
純資産額	9,022	9,038	9,353	9,723
総資産	126,338	125,704	128,450	119,573

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,857人	3,886人
平均年齢	39年7月	39年9月
平均勤続年数	16年8月	17年0月
平均給与月額	463千円	473千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

- 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
- 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 (1)	5 (1)
東 北 地 区	9 (1)	9 (1)
関 東 甲 信 越 地 区	32 (3)	32 (3)
東 海 地 区	10 (1)	10 (1)
北 陸 地 区	4 (—)	4 (—)
近 畿 地 区	14 (—)	14 (—)
中 国 地 区	10 (1)	10 (1)
四 国 地 区	4 (—)	4 (—)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 (1)	12 (1)
国 内 計	100 (8)	100 (8)
海 外 計	1 (—)	1 (—)
合 計	101 (8)	101 (8)

注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。

2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
3 カ 所	3 カ 所

ロ 当年度新設営業所
該当ございません。

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外 の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島687番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合

共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区蓬萊町二丁目3番地	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
さくらの街信用組合	新潟県阿賀野市中央町一丁目9番1号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町17番地	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
島田信用金庫	静岡県島田市本通三丁目2番の1	信用金庫
磐田信用金庫	静岡県磐田市中泉一丁目2番地1	信用金庫
焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町三丁目5番14号	信用金庫
掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武一丁目5番1号	信用協同組合

豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市宇鶴賀2054番地の1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
福岡県南部信用組合	福岡県久留米市合川町字十三部31番地の3	信用協同組合
福岡県中央信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
とびうめ信用組合	福岡県福岡市東区箱崎一丁目10番8号	信用協同組合
佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	信用協同組合
佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市下京町9番12号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合

熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙8241番地2	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,221
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
和歌山支店店舗移転	588
鹿児島支店店舗建替え	520
宇都宮支店店舗建替え	389
システム部ホスト用磁気ディスク 装置代替工事	338

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	昭和37年9月8日	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、計算受託業務	昭和48年12月14日	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目3番2号	福利厚生業務	昭和57年11月25日	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	昭和47年6月22日	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	昭和49年12月10日	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	昭和57年10月8日	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	平成3年1月22日	70百万円	100.00	—

注1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社等有する議決権の比率です。

4. 連結対象の子会社等は上記7社です。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、平成30年3月31日現在、463の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行及びバンクネガラインドネシアと業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社

4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。

株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根 正裕	取締役社長（代表取締役）	—	—
稲垣 光隆	取締役副社長（代表取締役）	—	—
菊地 慶幸	取締役副社長（代表取締役） 秘書室、経営企画部、人事部 審査本部	—	—
小野口 勇雄	取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部、 危機対応業務部、与信統括部	—	—
清水 紀男	取締役常務執行役員 主計室、調査部、統合リスク 管理部	—	—
長谷川 裕二	取締役常務執行役員 広報部、管理部、業務推進部	—	—
高 巖	取締役（社外取締役）	麗澤大学経済学部教授 日本ハム株式会社 社外取締役 三菱地所株式会社 社外取締役	—
清水 謙之	常勤監査役	—	—
亀水 晋	常勤監査役（社外監査役）	—	—
加藤 隆一	監査役	—	—
本橋 美智子	監査役（社外監査役）	本橋総合法律事務所弁護士	—
吉戒 修一	監査役（社外監査役）	TMI 総合法律事務所 弁護士 丸紅株式会社社外監査役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として常務執行役員を選任しております。

2. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

補欠監査役 末吉 亙

3. 社外取締役岡村正氏は、平成29年6月22日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

4. 第9回定時株主総会終結の翌日以降辞任した役員は以下のとおりであります。辞任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は辞任時のものです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
門田 光司	取締役常務執行役員 総務部	—	平成 29 年 10 月 25 日辞任
佐藤 昌昭	取締役常務執行役員 広報部、主計室、与信統括部	—	平成 29 年 10 月 25 日辞任
小島 順彦	取締役（社外取締役）	—	平成 29 年 11 月 15 日辞任
安達 健祐	取締役社長（代表取締役）	—	平成 30 年 3 月 27 日辞任

（２） 会社役員に対する報酬等

i) 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12 人	156 (うち報酬以外の金額 19)
監査役	5 人	55 (うち報酬以外の金額 2)
計	17 人	211 (うち報酬以外の金額 21)

注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額 20 百万円以内、監査役については月額 5 百万円以内です。
- 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額 18 百万円及び役員退職慰労金 0 百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額 2 百万円を含めております。
- 上記の取締役及び監査役の支給人数には、平成 29 年 6 月 22 日開催の第 9 回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役 1 名、平成 29 年 10 月 25 日に辞任した取締役 2 名、平成 29 年 11 月 15 日に辞任した取締役 1 名、及び平成 30 年 3 月 27 日に辞任した取締役 1 名が含まれております。
- 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

① 報酬

区分	支給月額	
取締役社長	1,989,003 円	(1,229,000 円)
取締役副社長	1,812,598 円	(1,120,000 円)

専務取締役	1,668,561 円	(1,031,000 円)
取締役常務執行役員	1,526,143 円	(943,000 円)
常勤監査役	1,450,078 円	(896,000 円)

注1. 当該「支給月額」を上限として報酬を支給し、その他賞与等の支給はありません。

2. () 内は、支給月額のうち、「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」を記載しております。

② 退職慰労金

退職の日における「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間(月数)×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0~2.0の範囲内で決定しております。

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成29年6月22日開催の第9回定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり退職慰労金を支払っております。

- ・取締役1名に対し2百万円

(上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額2百万円が含まれております。)

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高 巖	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとしします。
小島 順彦	
本橋 美智子	
吉戒 修一	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	
高 巖	麗澤大学 日本ハム株式会社 三菱地所株式会社	経済学部教授 社外取締役 社外取締役
小島 順彦	該当ございません。	
亀水 晋	該当ございません。	
本橋 美智子	本橋総合法律事務所	弁護士
吉戒 修一	TMI 総合法律事務所 丸紅株式会社	弁護士 社外監査役

- 注 1. 当金庫と麗澤大学、日本ハム株式会社、三菱地所株式会社との間に特別な関係はありません。
2. 当金庫と本橋総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
3. 当金庫とTMI 総合法律事務所、丸紅株式会社との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
高 巖	9 ヶ月 (通算9ヵ月)	取締役就任後に開催された取締役会 20 回のうち 16 回に出席しております。	必要に応じ、企業倫理、コンプライアンスに関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
小島 順彦	8 ヶ月 (通算4年7ヵ月)	取締役辞任までに開催された取締役会 16 回のうち 14 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
亀水 晋	12 ヶ月 (通算1年9ヵ月)	当期開催の取締役会 26 回のうち 25 回に出席しております。 当期開催の監査役会 17 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

本橋 美智子	12 ヶ月 (通算3年9ヵ月)	当期開催の取締役会 26 回のうち 25 回に出席しております。 当期開催の監査役会 17 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
吉戒 修一	9 ヶ月 (通算9ヵ月)	監査役就任後に開催された取締役会 19 回のうち 15 回に出席しております。 監査役就任後に開催された監査役会 9 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

注1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

2. 危機対応業務の不正行為事案等について、社外取締役及び社外監査役の各氏は、日頃から法令等遵守の観点から発言を行っており、当該事実の徹底した調査、速やかな情報開示、原因究明、再発防止について意見表明を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	6 人	34 (うち報酬以外の金額 1)	該当ございません。

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額 0 百万円と役員退職慰労金 0 百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額 0 百万円を含めております。
3. 上記の支給人数には、平成 29 年 6 月 22 日開催の第 9 回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 1 名、及び平成 29 年 11 月 15 日に辞任した取締役 1 名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数 25,143名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.68%
中 部 交 通 共 済 協 同 組 合	8,085	0.37
関 東 交 通 共 済 協 同 組 合	6,580	0.30
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087	0.27
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24
大 阪 船 場 織 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810	0.22
北 央 信 用 組 合	4,662	0.21
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	4,626	0.21
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	4,223	0.19
共 立 信 用 組 合	3,772	0.17

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(10,142千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000千株	46.68%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	688,135	31.61
事 業 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	624,996	28.71
事 業 協 同 小 組 合	0	0.00
信 用 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	60,969	2.80
企 業 組 合	2,168	0.09
協 業 組 合	6,828	0.31
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,526	1.12
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会	1,805	0.08
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会	3,871	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	593	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,368	0.15

輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	-	-
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	429,111	19.71
そ の 他	2,143	0.09

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式 10,142 千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白畑 尚志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎	154	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、監査人数・時間・報酬に係る計画と実績の対比、および他社の情報を収集し、当年度の報酬について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 「危機対応業務の不正行為事案等の発生を踏まえ実施する追加の監査手続きについて、監査内容は相当で、追加の報酬金額は妥当であり、これに同意する。」 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・海外支店設立に関するアドバイザー・サービス業務 ・全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は162百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたしません。

- ロ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実
該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規程及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
 - ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
 - ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括部に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。
 - ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
 - ホ. 不祥事件等の個別事案にかかる対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ヘ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
 - ト. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規程に基づき保存・管理を行う。
 - ロ. 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
 - ロ. 取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - ハ. 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
 - ロ. 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
 - ハ. 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規程を制定し、職務執行を分担する。

ニ. 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当会社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。

ロ. 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。

ハ. 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。

ニ. コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。

ホ. 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

2. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制

イ. 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り役会及び経営会議に報告する。

ロ. 当会社は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。

3. 当会社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。

ロ. 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。

ハ. 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。

ニ. 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。

4. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規程を制定し、職務執行を分担する。

5. その他

イ. 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。

ロ. 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

- (6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。
 - ロ. 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
 - ハ. 社内及び社外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 2. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - イ. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
 - ロ. 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 3. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当会社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規程において定め、周知する。
- (9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
 - ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
 - ホ. 監査役による職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

8 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

危機対応業務の不正行為事案等を受け、再発防止策について策定の検討を行い可能なところから着手してきたところでありますが、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直しなどに取り組んでまいります。

平成 29 年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

危機対応業務における不正事案を踏まえ、直ちにコンプライアンス意識の立て直しを図るため、新たな「倫理憲章」を策定し周知を図るとともに、「倫理憲章」を具体的な職務遂行場面に落とし込んだ「行動基準集」の制定等、全体の枠組みの整備を進めております。

今回の不正事案を踏まえ、役職員が一丸となって信頼回復に取り組んでいくことを共有するため、社会規範や倫理憲章を遵守する旨の誓約書の提出を全役職員から受けております。また、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示し全役職員へ配布している「コンプライアンス・ハンドブック」についても全面改訂することとしています。

「組織規程」の改訂により「コンプライアンス統括室」を「コンプライアンス統括部」とし、組織上の上位に位置づけるとともに、「経営会議規程」の改訂により「コンプライアンス会議」「内部監査会議」を取締役会直下で、代表取締役社長を議長とする経営会議に変更いたしました。

さらに、外部弁護士を長とした「コンプライアンス委員会」を新設いたしました。同委員会は不祥事件等の個別事案に係る対応方針の検証、コンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況等を把握し、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行っております。こうした取り組みにより不正発生の第一報時からその不正事案への対応状況を把握するとともに、コンプライアンス統括部が迅速に取締役会等に報告する体制を整備しました。平成 29 年度は 14 回、同委員会を開催し、不祥事件等の個別案件について対応方針の検証等を行いました。

不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報窓口を設置しており、「内部通報制度」については、不正の未然防止・早期把握等を目的に、「職員相談制度」に名称変更するとともに、社内の相談窓口エリア・コンプライアンス・オフィサーを追加し、外部通報窓口の弁護士も変更しております。

内部監査体制については、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス態勢等に係る内部監査を実施しております。具体的な監査内容は、年度毎に「年度内部監査方針」を取締役会が承認し、その監査結果等については、経営会議（内部監査）及び取締役会に報告しております。

不正事案を踏まえ、不正発生防止を目的としてリスク評価のあり方を見直し、リスクベースアプローチによる内部監査体制の高度化を図っております。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎に経営会議（コンプライアンス）に付議・報告され、経営会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論し、その結果について取締役会に付議・報告を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録等の保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

取締役会は、半期毎に、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、リスク管理規程等の見直し要否を決定しております。不正事案を踏まえ、平成 29 年度のリスク管理プログラムにおいて、オペレーショナルリスク（事務リスク）に係る R C S A（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）の強化を新たに織り込みました。

また、平成 29 年度下期リスク管理プログラムの見直しにおいて、足元の事案に対応する形で、時間外勤務管理の適正化、ハラスメントの未然防止、任意退職の抑制を新たに織り込みました。

監査部は、取締役会が承認した「内部監査規程」に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施し、その監査結果について、取締役会及び経営会議（内部監査）に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。当事業年度は取締役会を 26 回開催しました。取締役会の実効性向上を図るため、議事内容に応じた審議時間を設け、十分な議論を行えるよう取り組んでおります。

中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、当事業年度は平成 29 年 6 月及び平成 30 年 1 月に開催しました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を経営企画部関連事業室とし、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。

統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を半期毎に取締役会及び経営会議に報告しております。

危機対応業務の不正事案を踏まえ、子会社等宛に「倫理憲章」の周知依頼を行い、子会社における「コンプライアンス実施要領」の改正、社内相談窓口の設置についての指導、子会社における事務リスクへの対応として、子会社各社における R C S A の取組みを開始しました。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しています。同規程において、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを代表者確認とし、代表者確認の基本的事項については「代表者確認基本通牒」を定めております。

「代表者確認基本通牒」に基づき、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築するとともに、「代表者確認に係る有効性評価基本通牒」に基づき、その体制を検証しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置しております。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会ほか重要な会議において、取締役及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の審議・決定事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に計 2 回、代表取締役と監査役間の意見交換を行っております。また、内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。平成 29 年度は、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するために三者の連絡会を 2 回開催いたしました。

9 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

10 その他

会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めはありません。